

令和3年 第2回 定例教育委員会 議事録

- 1 開催日時 令和3年2月24日（水）午後1時30分～午後4時37分
- 2 開催場所 豊見城市役所 4階 第1会議室
- 3 出席者  
[委員]  
教育長 教育委員3名  
  
[事務局]  
教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振  
興課長 文化課長 学校教育課参事 教育総務課総務班長
- 4 欠席者 教育委員1名
- 5 傍聴人 なし
- 6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告
- 7 議題及び議事の要旨 次のとおり
- 8 議決事項
  - ・豊見城市立小・中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則の新規制定について
  - ・特別の形態によって勤務する豊見城市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について
  - ・豊見城市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について
  - ・豊見城市立学校管理規則の一部を改正する規則について
  - ・令和2年度一般会計補正予算案(第7号)について
  - ・令和2年度一般会計補正予算案(第8号)について
  - ・令和2年度豊見城市育英会特別会計補正予算(第3号)について
  - ・令和3年度一般会計予算について
  - ・令和3年度豊見城市育英会特別会計予算について
  - ・豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について
  - ・教職員(管理職)の人事異動について
  - ・豊見城中学校特別教室棟機械設備工事の工事請負変更契約について
  - ・豊見城中学校外構工事(1期2工区)の工事請負変更契約について

- ・豊見城中学校特別教室棟建築工事の工事請負変更契約について

9 教育長又は会議において必要と認める事項

第2回定例教育委員会 議事録

<p>教育長</p>	<p>これより第2回定例教育委員会を開催します。          それでは、日程第1 会議録署名委員の指名であります。本日の会議録署名委員に宮城委員を指名します。よろしくお願ひします。          日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思ひますがよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは会期日程は1日とします。本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。          日程第3 教育長の業務報告であります。配付資料をご覧ください。          1月28日、教職員評価システム校長面談及び2月1日、校長面談を2日間にわたって行っております。最終評価ということになりましたので、丁寧な対応に努めてきました。          2月4日、第14回公判、那覇地方裁判所で行われております。          2月10日水曜日、総合教育会議ということで打たれていますが、これは中止になりました。それによって元年、2年と2年連続予算に対する質疑は行われませんでした。これは地行法第29条を改めて確認をしたいと思ひます。第29条で、予算審議については教育委員会の同意を得ることになっております、調整をすることになっております。意見を聞くことになっております。ですがそのことが行われなかったため、第1条第4項に基づいて開催を求めてきましたが、実現はしませんでした。          2月15日、臨時庁議が行われております。          2月17日、南部医師会との意見交換会。これは南部地区医師会館で行われております。主には小学校、中学校の学校医の選任の皆さん方でしたので、感謝の気持ちを述べてきました。          2月19日、令和3年度小中学校教職員内示が行われております。学校長に同じく同時で内示を行いました。          2月22日、令和3年度公立小中学校管理職内示を行っております。今日の同意案第7号で皆さんの意見を求めることになっております。南部広域行政組合教育委員会臨時会、この中でも指導主事が異動ということでの承認の内容がありました。          同じく22日になりますが、公立小中学校教職員人事異動内示について、校長ヒアリングを行っております。小学校で3件、中学校1件、校長からの申出がありましたので、今後予定されている島尻教育事務所長とのヒアリングの中で述べていきたいと考えております。以上が私の業務報告になります。</p>

	<p>続いて日程第4 議案第5号 豊見城市立小・中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則の新規制定についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>教育総務課長よりご説明させていただきます。議案第5号 豊見城市立小・中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則の新規制定ということであります。タイトルから類推できますように、昨今の働き方改革の中で、やはり先生方の残業時間というか、勤務時間が長いままであるということなので、文科省もそれを危惧しておりまして、法律が変わって、また県の条例の中でもそういった対策を取りなさいという中で、今回上限に関する規則を定めるということで、提案させていただくというものになっております。提案2がその内容になっております。開けていただきまして、3ページをお開けください。内容はそのまま直に見ていったほうが分かりいいと思いますので、行きたいと思います。この規則であります。教育委員会規則で定めることといたしました。より拘束力の高い形になります。</p> <p>第1条は趣旨であります。これは法律の第2条第2項の教育職員、これは学校の先生方ですね、除かれるのは事務職員の方は除かれますけれども、それ以外の方の上限に関する必要な事項を定めるというふうにしております。</p> <p>第2条、ここが実際の肝になってくるところであります。第2条、教育職員が業務を行う時間から、所定の勤務時間を除いた時間の上限。これは要するに一般職の公務員で言うと残業の時間になるんですけども、その時間の上限を定めるということになっています。その条文の2条を長くざーっと書いてありますけれども、肝のところは(1)(2)、2つあると思います。これが一月で45時間に抑えなさい、一年で360時間ですということの上限にするように努めなさいということにしました。これは文科省からもこのような示しがあって、県もそのような示しになっております。そういうふうな形の規制ですね。次の項、第2項もなんんですけども、この項は特例の場合です。いじめの案件が生まれたり、とても業務が、突飛な業務が出てきて残業しないといけないような状況になった場合についての基準ということになっています。これは通常パターンでは適用されないもので、こういった行為が起こった場合は(1)のほうになりますね、一月100時間以内、一年で720時間以内。また(4)の中でその基準、平均勤務時間を80時間にしなさいとか、その45時間を超えた勤務を行う月は6月にしないという、細目的なところが決められているところであります。このような形で、よっぽどのことがない限り</p>

	<p>一月45時間、一年で360時間以内に抑えなさいということになっております。</p> <p>その他、第3条のほうでありますけれども、そのほかにも、今業務改善等の委員会を立ち上げたり、いろんな働き方改革、教育職員の業務量の適切な管理と健康や福祉の確保、ストレスチェック等も含めてなんですけれども、そういった施策を展開、適切な措置を講ずるということですので、そこを入れて、それに従って施策を展開していくということになっているところでございます。</p> <p>次のページを開けていただいて、補足といたしまして、それ以外のことについては教育委員会のほうで別に定めるとしまして、今回の上限に関する細目的な事項は別途基準として、教育長までの決裁で制定していく予定ということになっております。この規則は令和3年4月1日から施行する予定となっております。これから後のほうで審議させていただきますものにもあるんですけれども、今、先生方の勤務については出勤簿に、出勤時に押印をして帰るという形になっておりますけれども、今、システムも併用して使っております。それを正式なものとして取扱って、今後きちっと勤務時間から除いたその他の時間のほうですね、いわゆる残業時間のところを把握をしながら取り組んでいくということになっております。内容は以上であります。よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ただいま5号議案、豊見城市立小・中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則の新規制定についての説明がありました。質問のある方は挙手でお願いしたいと思います。</p>
宮城委員	<p>いわゆる残業時間が一月45時間以上になる職員に関しては、学校側からその都度、月まとめというか、教育長への報告というふうに解釈しているんですか。</p>
教育総務課長	<p>現行ではどのような形で管理していくかということについては決まっておりませんが、基本的にはその時間が守っていただくということが、多分原則になるだろうと思っています。これを超えることは原則ないよということ、今、校長先生にはお伝えしようと思っているところですし、教育長からもそのお話をさせていただこうと思っています。ただ、これについて罰則があるかと言われたら、罰則は実際ありません。ただ労基法上管理義務もありますし、実際に何かが起こった場合、管理職の責任が問われる、要するに校長先生、教頭先生の責任が問われるということになるものだと考えております。そうならないような形での配分を考えていくと。そのために働き方改革として業務改善委員会を立ち上げて閉庁期間を設けたり、一定時間後、留守番電話に変わるようなシステ</p>

	<p>ムに変わったり、そのようなことをしておりますので、あと校務支援システムを入れたりとか、そういったことを活用しながら、できるだけ減らしていくという方向での議論を少し進めていただくという意味で、ちょっと荒療治的などころではありますけれども、これはもう定めなさいということで下りてきていますので、実態には合わないというような声も一部では聞こえてきておりますが、こちらとしてはそこに合わせて、業務をドラスチックに変えていただくというようなことでお願いをしていきたいと考えております。</p>
教育長	ほかにありますか。
大城委員	<p>国が進めている働き方改革ですね、非常にいい取組だと思えますけれども、学校現場から教員の仕事が楽になったよという話はあまり聞こえてこないんですね。教育委員会としても、この辺の実態調査というか、そういう声はないのか。</p> <p>それから残業時間の場合に、残業オーバーした場合に、時間外、この残業手当みたいなものは出ているんですか。</p>
教育総務課長	<p>1つは、実態の把握につきましては県が調査をしているものと、あとシステムで半期ごとに残業状況はデータとして今持っております。それからいたしますと、多分今多くの人たちが45時間を超えた形で残業をしている、半数を超えている方々がということは了知しているところです。今後、そこをどんなふうに変えていくかということについては、今後部活動指導員の充実とか、今、学校ごとにスクールサポートスタッフを配置しておりますので、そういったもののさらなる活用、そういったことを踏まえて総合的に、側方的なところで支援をしていくということが教育委員会としては主たるところになるかと思っております。それ以外のところは教育現場のほうで教え方の平準化だとか、教材研究の共同化だとかということも含めて検討いただけるものだと考えているところです。</p> <p>あと残業代につきましては、今、教育公務員については給与の中に含んで運営されておりますので、今回の規則の対象となる職員の方については、残業代ということは概念として存在していません。</p>
大城委員	<p>これが前からあったんですよ。これが非常にネックでね。教員は残業代ないよと、みんなこれに入っていると、基本給で、そういうことであつただけけれども。時間外ということで、1か月45時間の時間が決められていますけれども。例えば教員はお家に持ち帰りが結構多いんですよ、持ち帰って仕事をする。そういうのも時間外に入っているのか。もうお家では全く仕事はしないでもいいと。もちろん能力差はありますよ、</p>

	個人によってね。でも多くのお家には持ち帰って、教材研究しているんじゃないかなと思うんだけど。そこら辺はどう考えていますか。
教育総務課長	ここについては現在、基本的には持ち帰らないというのが原則だと考えておりますが、ここまで細かいところで縛っている基準ではないと考えております。原則としては、これは持ち帰ってくるものについては、残業だとはみないということになると思います。ただ実質的には残業になっているというのは、理解はしております。そこをどれだけ減らすかということについて、今後、1人1台体制のパソコンも整備しておりますし、その中でどんなふうに合理化できるかということも含めて、先生方には少し取り組んでいただく必要があるかと考えております。
大城委員	分かりました。
備瀬委員	一言。上限を設定するというのは、教員の過重労働という面からみると、非常に良かったなというふうに評価しているところではあります。じゃあ現実的にどうなのかというと、今学校現場の中で、特に中学校においては大きな問題が、まだ授業時数が多いことも挙げられるし、その上また不登校、多様な子どもたちが多い中で、その対応、そして保護者への対応。特に難しい保護者に対応していかないといけない。そしてまた部活動対応、それを考えたときに、上限を決めただけで本当にこれが機能し、教員の負担軽減につながるのかと考えたときに、やっぱり中身のほう、昔時数確保のために行事を精選するというところでやったんですけれども、それだけでまだ十分確保できなくて、厳選までというふうにして見直しをやりました。このような形で教員の業務を根本から見直し、軽減を図るような、そういう取組も併せてやる必要があるんじゃないかと、個人的には考えます。まさに説明があったとおり業務改善委員会を立ち上げてというのもありました。それに大きな期待をしているところではあります。ただ部活動の指導員のほうが拡充されているとは言っても、全国的に見ても、沖縄県を見ても、まだまだ数的にはほんのわずかである、0.0何パーセントかもしれない。こういうものは、たしか教育委員会のほうから出された国や県への要請の中でも、そういうのがありました。ぜひそれが実現できるような形で、また教育委員会共々頑張っていけたらと考えます。根底から変えていく必要があるのかなと。そのために改善委員会というのは非常に大事だと受け止めております。以上です。
教育長	すみません。私のほうで一言。備瀬委員、大城委員、あるいは宮城委員がおっしゃる内容は、そのとおりだと私自身も認識しております。教育委員会として何ができるのかという観点から捉えた場合には、スクー

	<p>ルサポートスタッフの配置とか、あるいは特別支援員、あるいは学習支援員、そういった学校を支援する体制をどうつくるかということにしかならないだろうという思いと、もう1点は教職員の学校事務をシステム化していこうという内容があって、そのシステムの中で利便性を図っていく。さらには教材については電子教材を全部提供していったって、できるだけその電子教材と合わせて現場の改善を図りたいという思いもありますし、あるいはドリルについては民間で販売されているものも非常にいいものがたくさんあるものですから、この辺の活用も考えてほしいとか、私のほうからもいろいろな提案をしています。そして学校も、学年で指導の統一。そして一人ひとりで指導要領に沿った指導をつくらないとか、学年で年間でまとめてつくっていくとか、そういう体制もお願いはしているんですが、現実として45時間を割らないと、以上の方が非常に多く、80時間未満が多いというのが現状です。これはおっしゃるとおりです。80時間を超えた場合には、産業医の面談とか、小まめにやっていますし、その産業医と面談した者は報告書を産業医が書いて提出してもらおうという流れまでは、一応はつくってきて、私たちができる努力だけは進めていきたいですし、また今後とも改善を求めていきたいと考えていますが、やはり根本にあるのは学校自らが業務改善を真摯に受け止めて、どう進めるかというのが少し欠けているのかなという思いがあって、現実との兼ね合いがうまくいっていないのかなというのが、非常に危惧しているところです。私のほうからは以上です。</p>
<p>備瀬委員</p>	<p>付け加えていいですか。確かに今、説明がありましたけれども、おっしゃるとおりだなと思います。あとは学校現場のほうが、もっと機能的に頑張ってくれたらなという部分も、4か年間とよむ教室にいましたので、学校現場とよくコミュニケーション取ったり、学校訪問をやったりして感じたことですので、これが上手に使われているのかなと、もっと使ってほしいなど、そばから見て感じましたので、その辺をぜひ機能化するような形で、ある意味で指導助言等も引き続きやっていけたらいいのかなと思ったりしています。確かに教育委員会が頑張っている部分は、見えました。以上です。</p>
<p>大城委員</p>	<p>確かに教育長の意見に賛成です。学校自らの改革というのか、変革、そういうものが出来ないのが学校の現場です。これ非常に思いました、現役のころから。もっと自分たちでこういうものを変えていこうというのが、保守的なところが大分強いんじゃないかと、私も思っています。</p>
<p>宮城委員</p>	<p>もうおっしゃるとおりだと思います。一人ひとりの意識の向上というのか、そういう勤務に関するそれはとても大切なことだと思っております。</p>



	<p>す。その中でも気になるのが、やはり学校では時間割というのがある、生徒を帰す時間が4時とか4時過ぎになってしまうと、勤務が4時45分ですよね。その間にどう次にまたつなげて行くか、翌日につなげるかというところでの、やはりそういう工夫というか、それは先生方一人ひとりやっているかなとは思いますが。そのためにいろんな委員会での、学校への支援の派遣もさることながら、いつも出てくるのが事務、報告物、そういうものなどが出てくるので、そこら辺をどのように学校として先生方がやっていくか、あるいは来たものをどう処理していくかというところの部分も、そこら辺もまた大きな課題になるのかなと思うので。課題はいろいろ、本当にこれを見せていただいても、課題はとにかくいっぱいあって、いきなりできるということではないと理解はしています。ただこういう形でどういう方向に持って行こうかという、方向づけというか、それができるというのはやはりいいことかなと考えていますので、それに協力できる場所があれば、また委員としても協力できればいいのかと思っています。</p>
教育長	<p>実は学校の報告ものの大半が県のものなんです。市町村独自の調査は……。この辺なんです。私が非常に危惧しているのは、本来率先して先頭に立って進めなければならないところは、調査物はほとんどが県です。これはちょっと我々のほうから断ることはできないものだから。</p> <p>進めてよろしいですか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>進めさせていただきます。</p> <p>議案第5号 豊見城市立小・中学校の教育職員の勤務時間の上限に関する規則の新規制定について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>ありがとうございます。</p> <p>続いて日程第5 議案第6号 特別の形態によって勤務する豊見城市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則についてであります。事務局より説明をお願いします。</p>
教育総務課長	<p>引き続き教育総務課長より説明させていただきます。</p> <p>この規則ですね、非常にタイトルが分かりづらうございますが、特別の形態によって勤務するという意味は、通常、私どものような一般職の場合8時半から5時15分まで、お昼休みは12時から12時45分、あと15分休憩時間と決まっています。ただ公務員は基本原則でそういう決まりご</p>

	<p>とがあるんですけれども、特別の形態、例えば学校の先生であったり、その他教育委員会の中でその時間の枠では働けない方については、その規則でもってその勤務時間が決まっているという状況があります。</p> <p>今回、こう課題になっているところは、4ページをそのまま、議案の一番後ろのほうをご覧ください、それを見ていただいたほうが分かりいいと思います。改正前ですね、これ小学校及び中学校に勤務する先生方は、昼休みの休憩時間、一番右側の欄のほうですけれども、休憩時間がこれまでは規則上は午前11時から午後2時までの間で、校長が定める45分間とされておりました。ただ実態としましては、その11時から2時までの間に45分、実は確保、割り振りができていない、校長先生たちもここに苦慮されているということがございましたので、左側のほうの改正後ですね、休憩時間、勤務時間の間で校長が定める45分というふうに、よりフレキシブルな形で実態に合わせて改正をしたいと思っているところでございます。それが改正内容になっております。</p> <p>施行については令和3年4月1日から施行して行きたいと考えております。以上であります。ご審議ください。</p>
宮城委員	例えば例として、学校現場であれば登校支援員とか、そういうのは全部この中に入りますか。特別支援員もこれに入りますか。
教育総務課長	勤務時間がそうじゃないので。
教育長	これは教職員。
宮城委員	教職員、失礼しました。
教育総務課長	先生方のものですね。
宮城委員	先生、職員のものですね。分かりました。要するに休憩時間を前に取るか、後に取るか。
教育総務課長	はい。あと分割して取ったりと、学校ごとに工夫されてやりくりされていると聞いておりますので、そこを実態に合わせた形です。
宮城委員	<p>分かりました。失礼しました。</p> <p>特別支援員とか、たまたま特別支援員を担当していたときの休憩の取り方が学校現場からあったりしたんですが、これに関しては現在も声はありますか。支援員がなかなか休憩を取りづらいということがありますか。</p>
教育総務課長	何か受けたりしています？
学校教育課長	現状は、各学校であるとは思いますが、こちらのほうまで声が届いているかと言ったら……。
宮城委員	来ていないですか。分かりました。ありがとうございました。
教育長	基本的には、会計年度任用職員は7時間勤務なんです。課長、何時

	から、8時からだったかな。
学校教育課長	支援員によって若干変わったりします。登校支援は8時から。
教育長	いや、違う違う、特別支援員は。
学校教育課長	特別支援員は8……。
宮城委員	15分から？
教育総務課長	4時まで。
学校教育課長	はい。
宮城委員	そうなんですか。もう4時になったら帰っていいんですか。
教育長	はい。全部そのように、支援員はしました。会計年度任用職員も勤務時間が7時間勤務で統一されているものですから。
宮城委員	分かりました。そこら辺の情報を知らなかったもので、失礼しました。分かりました。ありがとうございます。
大城委員	ちょっと情報提供というか、意見なんですけれども。この休憩時間ですね、現職のころ非常にもめたんですね。何でこの中間を取らないといけない、非常に取りにくいと学校現場であったんですよ。だけどこの時間を取らないといけないということで、沖縄県は一斉にこういう時間を設定したんだと思いますが、文科省の研修会で私がある審議官に聞いたことがあるんですよ。「何でこれは必ず中間で取る、取れないのに取らないといけないのか」と言ったら、東京都は、「僕たちはこんな関係ないよ」と、「自分たちがやりたいようにやっているよ、取りたいときに」と。東京都とか大阪府もそうですと。力の強いというとおかしいけれど、そういう県は全然縛られなくて自由にやっていたね。沖縄県だけが文科省の決めたことを守るのかなと、非常に疑問に思って研修会を受けましたけれどもね。そういう中で、改正後の、校長裁量でいろんなことができたら、もっと学校がよくなっていくんじゃないかと期待しています。以上です。
備瀬委員	これからすると、校長にもう一任だから、場合によっては16時から16時45分って取ることも可能ですよね。しかしながら45分ならないと帰ってはいけませんという、そういうのがあるんですね、きっとね。だからそのまま4時になったら帰ってもいい、昔はそうでした。
教育部長	年休ではない。休憩、要するに勤務はどこやるか。その休憩はどこで取るか。これ学校でしかないはずよ、そうじゃないかと思う。
教育総務課長	これまでは押印して終わりだったので、この辺のところを明らかにしなくて。細かいところは現場合わせだったと思うんですけども。今はもうシステムが入りますので、この辺ちょっとどんなふうに、厳密に決めていく必要があると思っています。

備瀬委員	ただ中学校なんかは、もうずっと4時45分まで、その後はすぐ部活動だから、ずっと忙しい、休憩どころの話じゃないと思います。その中でも、本当に2時前後、清掃が終わってから45分休憩というのは、もう取れるような状況じゃない、それよりは前進しているかと強く思っています。今、場合によってはこういう、一番最後に持ってきて、帰ってもいいよなという、それはないよなって。勤務時間が4時45分だから、45分まではいないといけない、学校で休憩を取るといふ。あるいは出てもいいけれども、タイムカードは4時45分に入れるという、今確認ですが。そうですよね、45分までは拘束されるという。
大城委員	確かに休憩は、その学校でやらないといけない。
備瀬委員	出てもいいんじゃない？
大城委員	この時間にスーパーなんかいたら困るよと注意があった。前は。
備瀬委員	休憩だから、必ず学校内だけじゃなくて、出るのは別に。今、教育委員、職員のみんなでも、休憩構わないとか、それもいいと思います。ところがそのまま帰ると問題が発生するだろうなと思っています。
教育部長	おっしゃるとおりだと思います。
教育長	ほかにありますか。進めていいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第6号 特別の形態によって勤務する豊見城市教育委員会職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について、提案どおり決定したいと思いますよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 日程第6 議案第7号 豊見城市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令についてであります。事務局より説明をお願いします。
教育総務課長	これは豊見城市の学校職員の服務に関する規定というのがございまして、その中で勤務、出勤簿に押印するものだとか、そういった規定が打たれております。それが先ほど申し上げましたとおりシステムですね、カードで出勤時にシステムに打刻をして、帰るときもカードで打刻をして帰るといふこと、そこを正式な出勤簿とするということでの今回の改正ということになっているところでございます。これも4月1日からの施行を予定しておりまして、新旧対照表でご覧いただいたほうがよろしいかと思っております。6ページをお開けください。左側が改正後、右側が改正前となっております。改正前を見ていただくと第7条が変わっております。大きく変わっているのは、出勤簿の押印等ということで、職員は出勤したときに自ら出勤簿に押印しなければならないと。研修、出張、

	<p>休暇を取る場合は校長または校長が指定する職員が出勤簿に記載すると、ご承知のとおりだと、このようにしておりました。それを左側のようにシステムでもって記録をしますと。先ほど言ったように、出勤したときにはシステムで打刻をして、帰るときにはシステムで打刻して帰っていくという形にしていくこととなります。それ以外で、寄れない場合については、校長または校長が指定する職員が、研修その他押せない場合には、そこは記録を修正していくという形に変えていくということです。あと9条のほうは、若干下の条が変わっておりますが、ここは法律の条ずれに伴っての改正となっておりますので、そこはそういう改正だにご理解をいただけたらと思っております。</p> <p>7ページのほうは改正後の様式になります。7ページ、8ページは改正後の様式という形になっているところがございます。説明は以上です。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま議案第7号 豊見城市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令についての説明がありましたが、この議案につきまして質問がありましたら挙手でお願いしたいと思います。</p>
大城委員	<p>大変いい取組だと思います。ただ出勤簿ですね、印を押さない教員もいっぱいいるものだから、学校では、忙しくてか分からないけれども。こういう面で、こういうのだったらいいなと思いますね。まとめて押す教員も結構いるんですよ、忘れていたと。これはいいと思います。</p>
教育長	<p>ほかにありますか。</p>
備瀬委員	<p>関連して。細かすぎて、ついつい忘れてしまって、あと月末になってから、教頭に言われてから書こうとしたら、もう忘れてしまったというのもある、余談です。適当に書いたというのもあったりするんですけども。それはやっぱり職員の意識の持ちようもあるので、これは徹底してやる必要があるんだろうなと思います。それも全部働き方改革の一つであるならば、必要かなとも思います。そしてまた中には、書いてから出て、タイムカードも押して、出て、またしばらくして帰って来て仕事をするというのもあったりするので、その辺も教員が本当に短時間で仕事が集中してできるような、そういう努力も必要かなと思ったりもするんですけども。どっちも過労死、そして精神疾患、そういうことがないような取組が必要かなと思ったりします。</p>
教育長	<p>ほかにありますか。進めていいですか。</p> <p>それでは議案第7号 豊見城市立学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、提案どおり決定したいと思いますよろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>

教育部長	ありがとうございます。
教育長	日程第7 議案第8号 豊見城市立学校管理規則の一部を改正する規則についてであります。事務局より説明をお願いします。
学校教育課参事	<p>学校教育課参事から説明いたします。</p> <p>提案理由のほう、1ページのほうをご覧ください。以前から校長会等で要望が上がり、それから先ほどもありました業務改善委員会等でも取り上げ検討して、どうにか年度末、年度初めの忙しさを解消できないかというところで、学校管理規則を変えていこうということで検討しました。ただし授業時数とか、そういったことは変わらないようにするということでの日程ですね、時間を取ってあります。</p> <p>3ページのほう、一部を改正する規則ということで、大きくは3点になりますが、第3条第1項第3号の4月6日を7日に改める。それから同項第4号ですね、8月29日、後ろがちょっとややこしくてですね、年によってはこの曜日が木曜日か金曜日に当たると少し複雑な曜日の設定になったものですから、そこも喫緊に精査をして、今回8月24日に統一しております。3番目に同項第7号で、3月25日を23日に改めるということで、附則、この規則を令和3年4月1日から施行することを提案しております。</p> <p>次の4ページ、こちらの図のほうの方が分かりやすいので、改正前、改正後ということで比較しながら確認していきたいと思います。改正前は学年の休業日ですね、4月1日から6日まででしたが、1日長くして4月7日までに設定しました。それから夏季休業のほうも7月21日から8月29日というところを、今回7月21日から8月24日まで。学年末の休業日、3月25日から3月31日というところを3月23日から3月31日ということで、3日間学年の休業日と学年末で取って、それを夏季休業日に3日短くするというように時間を設定することができましたので、改正後のこちらのほうになっていくということで、ぜひご審議のほうをお願いしたいと思います。</p>
教育長	ただいま議案第8号 豊見城市立学校管理規則の一部を改正する規則について説明がありました。質問のある方は挙手でお願いしたいと思います。
備瀬委員	大賛成です。一番学校が忙しいのが、この春休みだろうと思います。一日でも長く準備ができる、あるいは3月でしたら学年末の処理ができる、次年度の準備ができるというのは非常にすばらしいことだと思います。ただ差し引きしたら2日間短くなっているんですが、その理由はあるんでしょうか。

学校教育課参事	先ほど8月29日という形で、夏季休業日が短くなった感が見えますが、こちらはこの8月29日が木曜日とかになると、さらに27日から出ないといけないとか、そういう複雑なシステムになって、この8月の期間がしっかり2日間出るようにということで計算した結果、8月24日まで休みを取ると、25日から5日間、後半しっかり出れるという形で、授業時数等も欠けることがないということを経験した上で、校長会とも確認した上で、こういう形にしております。
備瀬委員	聞き漏らしたかもしれません。分かりました。特に問題ありません。
教育長	ほかにありますか。
宮城委員	質問ではありませんが、先ほどの説明の中で授業時数が、やはり学校としては一番気になる場所なんですけれども。それもちゃんと判断した上での変更だと、改正だということですので、よろしいかと思えます。
教育長	進めていいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第8号 豊見城市立学校管理規則の一部を改正する規則について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 日程第8 議案第9号 令和2年度一般会計補正予算(第7号)についてであります。事務局より説明をお願いします。
教育部長	それでは議案第9号でございます。一般会計補正予算(第7号)です。予算書の表題部分をご覧ください。第1条に歳入歳出それぞれ2億4,921万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を362億5,714万5,000円とする予算の内容でございます。これは、これまでコロナ対策の費用として、第4弾ですか、打たれてきた内容の精算と言いますか、整理をした内容となっております。 まず5ページをお開きください。5ページの第2表繰越明許費という一覧表があると思います。その下のほうに、2段になりまして教育活動継続支援事業というのがございます。これは上が小学校、下が中学校で、各小中学校にコロナ対策として消毒液とかマスクとか、いろいろな消耗品、備品等々を買えるような予算でございます。合わせて約1,720万円程度が次年度へ繰り越しということになっております。この繰越明許費の表の下のほうに事項別明細書と書かれておりますので、その事項別明細書のほうに入っていきます。 3ページをお開きください。事項別明細書の3ページ、これは歳入でございます。まず上段の右側ですね、テニスコート、市営プール、グラ

ウンド、中央公民館、その冷房、それから学校施設、これはコロナで9館とも使用が停止した間、もう利用ができなかったものですから歳入は減だと、使用料は減だということでございます。

4ページをお開きください。中段部に教育費国庫補助金というのが左側に書かれております。右側に行きますと公立学校情報機器整備費補助金というのがございます。これはG I G Aスクール構想の中でも、端末を1台ずつ学校に配布しているんですけども、そのサポーター事業としてルールづくりをやったり、先生にその使い方を教えるという事業をやっております、それについては入札しましたので、その残が出ました。それについては不用になりますので、減ということでございます。下の感染症対策等・学校教育活動継続支援事業、先ほど言いました繰越分。合計しますと1,720万円程度になりますが、860万円、半分は国庫補助金で賄いますので、その分でございます。

次に5ページをお開きください。上段部でございます。教育費の県からの補助金でございます。教育支援体制整備事業費補助金で、括弧して学びの保障ということなんですね。今回、コロナ対策で小中学校学習支援員が一人ずつ県のほうの予算で配置しなさいということであったんですけども、実は小学校が1校、中学校も1校しか応募がなくて、残ったものについては今年度の事業残で、残った分については予算を返すということでマイナスでございます。歳入の主なもの以上でございます。

次に歳出でございます。19ページをお開きください。右側に、三角印については、ほとんどがコロナ対策事業で執行したその残り、それからコロナで出来なかったもので不用になるやつ。またG I G Aスクールのサポート委託料については、入札残等々なんですけど、その上のほうに給食費として手数料口座振替ということで、443万2,000円。これは学校給食費が出せなかった日が、精査してみると200日に対して11日ぐらいあったのかな、その分の給食費を返しましょうということで、その金融機関への手数料について計上しております。

次に20ページをお開きください。右側をご覧になっていただくと非常勤職員報酬と書かれて、括弧で会計年度任用職員云々がありますけれども、先ほど言った学びの保障で配置しなさいよとあったんですけども、それができなかった分の減ということになります。これは小学校費でございます。

次に21ページの上段部分です。この会計年度任用職員も同じく学びの保障で、中学校も1校しか配置できませんでした。履行できませんでしたので、その不用額ということでございます。それから中学校費の12委



	<p>託料、マイナス596万2,000円。学力強化支援事業委託料というものがございまして、これは入札の残でございます。これは何をやっているかといいますと、各中学校で30名程度の子どもの募集をかけて、この委託業務の中で放課後授業をしている、受験に向けて中学校3年生ですね、授業をしている業務でございます。これはやらなかったということではなくて、入札をかけてこれだけ落ちたということでございます。</p> <p>23ページをお開きください。下から2段目ぐらいなんですけれども、島くとうば教材の補助金の減になっておりますが、これは島くとうば教室が開催できなくて、その分の減でございます。</p> <p>最後になります。24ページをお開きください。ほとんどが減なんですけど、コロナで実施できなかったものが予算が不用になりますので、その減でございます。7号補正については以上でございます。</p>
教育長	<p>ただいま議案第9号 令和2年度一般会計補正予算案（第7号）についての説明がありました。質問のある方は挙手でお願いしたいと思います。確認等でも構わないので、どうぞ遠慮なく質問をしてください。</p>
備瀬委員	<p>予算関係は相当分厚くて、目を通すのも大変だったんですが、その都度ヒアリングを受けながらでないとは十分理解ができない状況があったので分かりませんが、今、説明があったように、学力強化支援事業委託料というのは、この間新聞にあったものですかね、事業としては。それを見たんですが、伊良波中学校だったかな。それですか。</p>
学校教育課長	<p>そうですね。</p>
備瀬委員	<p>その件ね。分かりました。</p> <p>部活動生徒支援委託料というのは何のことでしょうか。</p>
教育部長	<p>これですね、今、豊見城中学校が学校建築して運動場が使えないんですね。それで野球は瀬長島野球場、それからサッカーについては与根を使ったりしている中で、その見守りとそこまでの送迎のバスをここで計上しております。もう雨降りだったら行けないとか、コロナで休みとかあるので、その分が予算が不用になったということです。</p>
備瀬委員	<p>説明を受けたら簡単ではない。何のことかと思ったんですが、こんなのがいっぱいあって。</p>
教育長	<p>ほかにありませんか。</p>
宮城委員	<p>基本的な質問になるかと思いますが、今こうやってコロナ禍で、組んだ予算が執行できずに残りましたっていう、これ今県支出金というのがあるんですが、この予算というのはほかに流用できるとか、そういうものに回るんですか。それともこの使えなかった予算というのは、次年度はどういう形になっていくんですか。</p>

教育部長	国庫補助金とか県補助金、基本的には補助目的がちゃんとありますので、基本的には会計年度は単年度主義となっておりますから、それではできなければ返す。次年度も継続してあるような制度であれば、当然次年度も必要に応じて要求すれば、また予算措置をしていただくというのことができますので、今回については県補助金のルールに基づいて、できなかったものについては、一旦返上するという事になっていきます。
宮城委員	分かりました。
教育総務課長	流用できないということです。
宮城委員	市の中でのそれは可能な部分は……。
教育部長	市が自由に裁量があるのであれば、それは可能性はありますね。
教育総務課長	市の単費であれば可能性はありますが、ただそれであったとしても予算の目的がありますので、そこに逸脱しないような形で。ただ大分幅が限られてくるかなと思います。
宮城委員	ありがとうございます。
教育長	ほかに質問ありますか。進めてよろしいですか。それでは進めます。 議案第9号 令和2年度一般会計補正予算案（第7号）について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	（「はい」と呼ぶ者あり）
教育長	続いて日程第9 議案第10号 令和2年度一般会計補正予算案（第8号）についてであります。事務局の説明をお願いします。
教育部長	では議案第10号でございます。これは令和2年度豊見城市一般会計補正予算（第8号）で、先ほどの第7号との違いは、先ほどはコロナ対策分でございます。これは通常分の補正予算ということで分けております。 第1条を読みます。歳入歳出それぞれを13億7,090万5,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ348億8,624万円とする内容となっております。 めくっていただいて9ページをお開きになっていただいてよろしいですか。これは7ページからの第2表繰越明許費の表の連続した最後のほうになります。
教育総務課長	予算書は基本的に二部構成になっていて、議決にかかるものが、ページが1から始まるのが2か所あるんですよ。事項別明細というのが説明資料で、それより前が議案ということになっていきます。
教育部長	まずは頭から順序良く、9ページをお開きになられてよろしいですか。これ明許繰越費の一覧表なんですけど、9ページの上から4段目のところから教育費、下までとなっております。どういった事業をやるかという

ところが書かれていて、右側に金額があります。この金額全てにおいて次年度への繰越しと、この表はそういうふうに見るようになっております。

次に、そのまま事項別明細書に入っていきたいと思います。事項別明細書の9ページをお開きください。これは国庫支出金、国庫補助金となっております。教育費の国庫補助金でございます。右側に説明があります。中段部分に特別支援教育就学奨励費補助金というのがございます。これは特別支援を必要とするお子様の奨励費なんです、減になっているのは当初の見積りを多くとっていたものですから、その見積りよりは少なかったということで減になっております。それから下のほうは、豊見城中学校の環境改善交付金ということで、これは国から来る交付決定通知の内容の変更がございまして増となっております。その下が理科備品でございますが、これも当初の見込みより数量が減ったということで減でございます。それから埋蔵文化財確認調査事業費、これについては入札を行った入札残ということになっております。

次に12ページをお開きください。12ページ、上のほうの表の中で教育費県補助金というのがあって、ずっと右側にいくと豊見城中学校沖縄振興公共投資交付金というのがございます。プールが増というのは、これも先ほど言った県からの交付決定額が変更となりまして増となっております。下のグラウンド1,800万円と大きな数字なんです、これは次年度で執行ということで次年度に持って行くことになっております。それから下の社会教育費なんです、放課後子ども教室等々につきましては、これも交付決定の変更で額が減らされたということで、減額しております。

次に13ページでございます。中段部分の寄附金でございます。これは人材育成基金、これは生涯学習振興課が所管になっております基金でございます。そこに寄附がございました。25万円でございます。それから下のほうに行きますと基金からの繰入金ということで、教育関連施設等整備基金繰入金ということで3,000万円が計上されております。内訳は豊見城中学校の建設に3,000万円、豊崎中学校に委託設計業務をやっているんですが3,000万円……、失礼1,500万円ずつです。1,500万円ずつで合計3,000万円ということになっております。歳入は以上で、次歳出でございます。

歳出は42ページをお開きください。まず教育総務費から行きますと、右側に行くと会計年度任用職員に関するいろんな手当等、職員も含めてなんですけれども減になっておりますが、これについては当初の見積り

	<p>額が大きかったというところもあって、実際にちゃんと支給はされております。次に学校給食費の役務費でございます。これもしっかり執行をして、その残ったという部分でございます。入札にかけたものは、入札残でございます。それから同じく給食費の19節扶助費ということで、学校給食保護者支援扶助費というのが252万円になっていますが、これは今年度から5,300万円、一般会計から交付金を投入して、栄養素100%にしようということでやっている1つの業務ですが、今回先ほど言いましたように、今回コロナで給食が提供できなかった時期がありますので、その分の減ということになっております。</p> <p>次に44ページをお開きください。右側を見ていただいて、中段部分に備品購入費4,400万円、大きいのはここなんですけれども、これにつきましてはクロームブック、子どもたちに1台ずつ配布ができましたので、パソコン教室の役割は終わったのかなということで、会計がないということでこの分の予算が減になっています。あとは、ほぼ執行残が多いですね。</p> <p>46ページをお開きになっていただいてよろしいでしょうか。学校建設費の中で工事請負費というのが右側にあります。これの大きいのが2億8,405万3,000円が減額になっておりますが、これは次年度豊見城中学校のグラウンド、外構工事等が次年度でやるということで、これを減にしております。</p> <p>48ページをお開きください。ここは通常の業務の中でコロナ、それから交付決定額の変更で減になった部分、これぐらいですね。実際に執行の分の中では減になっていった部分がこの48ページ、49ページがほとんどでございます。</p> <p>最後になります。50ページでございます。ここもそうですね。一番下のほう、保健体育費、選手派遣費補助金、これにつきましても今回大会等がなくなってですね、これらの額が不用と、使われなかったということでございます。説明は以上でございます。</p>
教育長	ただいま令和2年度一般会計補正予算案（第8号）についての説明がありました。質疑がある方は挙手をお願いしたいと思います。確認等も含めて、疑問点も含めて構いませんので遠慮なく質問をされてください。
大城委員	質問なんですけれども、教育費の社会教育費の報酬というのは幼稚園教員ですか。48ページです。
教育部長	非常勤職員の報酬ですね、48万5,000円。これは社会教育指導員です。社会教育の中は、完全に社会教育に関する職員です。
教育長	ほかにありませんか。進めてよろしいですか。

	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第10号 令和2年度一般会計補正予算案(第8号)について、提案どおり決定したいと思いますよろしくお願いしますでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	休憩します。
	休 憩 (14時30分) 再 開 (14時37分)
教育長	それでは再開します。 日程第10 議案第11号 令和2年度豊見城市育英会特別会計補正予算についてであります。事務局より説明をお願いします。
教育総務課長	育英会のほうを説明させていただきたいと思います。予算案出ておりますが、今日お配りしている資料ですね、令和3年度豊見城市育英会予算説明資料……。すみません、補正予算ですね。
教育部長	まだ差し替えられていないんじゃないか。
備瀬委員	事前にもらった資料ですよ。
教育総務課長	<p>そうです。議案第11号ですね、豊見城市育英会特別会計補正予算。これも育英会の最後の補正になります。整理するための補正となっております。開けていただいて第1条ですね、歳入歳出予算の補正ということで、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ46万9,000円を増額して歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ1,214万8,000円とするということになっております。内容については、次のページをお開けください。</p> <p>第1表歳入歳出予算補正でございますが、寄附金を年度末で整理をすると。当初の予算では費目存置、幾らになるのか分からないのでそうになっておりましたが、寄附金が入ってきたものについて補正をするということで、補正額46万9,000にして47万円ということになっているところがございます。</p> <p>次のページを開けていただければと思います。歳出ということで、育成会費のほうですね、補正前の額1,137万9,000円だったものを補正額46万9,000円を加えまして1,180万8,000円で歳出合計については1,214万8,000円ということで、入ってきた寄附金について基金のほうに積んでいくということになっているところがございます。</p> <p>事項別明細のほうで、最後のページです。4ページをお開けください。歳出のほうですね、46万9,000円、積立金、24節のほうに46万9,000円。一番最後のページのほうを開けていただければ育英会基金積立金ということで、この額を育英会の基金のほうに積み立てて、次年度以降活用していくということになっております。補正の内容は以上であります。よ</p>

	ろしくご審議お願いします。
教育長	ただいま議案第11号 令和2年度豊見城市育英会特別会計補正予算(第3号)についての提案がありました。質問のある方は挙手でお願いしたいと思います。
教育総務課長	補足させてください。現在まで寄附については、今回4件寄附をいただいているところです。コロナの影響か、少ない状況にあります。あと育英会じゃなくて人材育成みたいなもの、ほかの基金に寄付しているものもあるかと思いますが、今回団体、個人合わせて4件で47万円の寄附金をいただいているところでございます。以上。
備瀬委員	企業、個人、両方ですか。
教育部長	企業2、個人2です。
備瀬委員	これ金額は関係ない？ 個人だったら一人1万円とか、関係ないんですか。
教育総務課長	いえそういうことではなくて、例えば個人の方だと20万円寄付されている方もいますし2万円の方もいらっしゃいますし。
備瀬委員	下限もあるんですか、何万円以上とか。
教育総務課長	いえありません。お気持ちを寄せていただいております。
教育長	進めてよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	議案第11号 令和2年度豊見城市育英会特別会計補正予算(第3号)について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	日程第11 議案第12号 令和3年度一般会計予算案について事務局より説明をお願いします。
教育部長	では説明させていただきます。議案第12号で令和3年度豊見城市一般会計予算でございます。これは3月2日から3月の定例議会が開会される予定でございますので、議案として提出されていきます。 予算書の1枚目をめくっていただいて表題をご覧ください。第1条歳入歳出をそれぞれ285億1,500万円と定める内容になっております。 これをまくっていただいて10ページ目をお開きください。10ページ目に第2表債務負担行為という一覧表があると思います。その一覧表の下から2番目、学校給食調理等委託業務、期間が令和3年度から令和8年度にかけて11億8,197万1,000円を債務負担行為として計上しております。これは何かを言いますと、今、給食センターで実際に調理しているのは民間企業がやっているんですね。5か年間の長期契約に基づいてやっております。令和3年度で、今回切れます。令和3年度で事務局と

しては、令和4年度以降の準備をしないといけないものですから、令和3年度は今やっている契約の中でやりますけれども、令和4年度以降の準備をするために、令和3年度から令和8年度、5年間の長期契約に向けた取組をやっていこうという内容になっていきます。

次に事項別明細書に入ります。事項別明細書で、まず歳入なんですけれども教育委員会に関わってくるのが13ページからです。左側を見ると教育負担金というのがあって、右側に行きますと小学校、中学校、それからスポーツ振興センターというのがありますけれども、これは子どもたちの保険ですね。子どもたちの保険とは別に、保護者の分の予算も保護者の方からいただいて、それを教育委員会を通してスポーツ振興センターに納付するという手続の中での歳入になっております。それから同じページの下の方に庭球場の使用料とかあります。ページをめくっていただくと14ページ、右側に市営プールの使用料とか総合グラウンドの使用料、小中学校の使用料、中央公民館等々の使用料がございまして、学校体育施設等々を借りた場合に入ってくる使用料をここで計上しております。それから教育関連財産使用料というのが一番下のほうにあって103万4,000円、これは何かというと豊崎中学校は空き地になっていて、近場でいろんな国の工事とかがあったりするんですね。それで現場事務所等々で貸しているものですから、その使用料等がここに入ってくるということになっております。

次が21ページをお開きください。国庫補助金でございまして。教育費国庫補助金で右側にずらっと行きますと、特別支援教育奨励費補助金、小学校、中学校で計上しております。これは国からの分もございまして。それから埋蔵文化財の調査、これも続きますのでこの調査もやっていきます。それから公立学校の情報機器整備補助金。これについては、学校の先生方が外部接続のパソコンでしたか、それに充当する予算ということで計上しております。

次をお開きください。23ページの上の表のほうの一番下のほうに、教育費県負担金というのがあって、一番下に国民文化祭県負担金というのがあって、これは令和4年度に国民文化祭が沖縄県で開催されます。これは都道府県持ち回りなんです。それで県のほうから負担金17万3,000円と市のほうの予算を組み合わせ、令和3年度が和歌山県だったと記憶しているんですけれども、視察等も含めた予算の計上をしております。

次に27ページをお開きください。ここでは教育費県補助金ということで、小学校費補助金のところに特別支援体制整備事業費補助金、これは中学校のところにも同じ名称があります。これはスクールサポートスタ

ップ、各小中学校に一人ずつ会計年度任用職員を配置して、これが働き方改革の一環になっているということでございます。それから中学校費のところは1つ、今回新規になります、長嶺中学校の沖縄振興公共投資交付金ということで、防災機能強化事業ということで、震災等が起きたときに、天井とかが剝離して下にいる人たちに被害がないようにということの対策をなさいますということで、一事業当たり400万円以上の工事費なり事業費であれば補助がつくというメニューの中で、今回長嶺中学校の武道場の天井の対策をしていこうということでここに計上しております。下の方は社会教育関係の費用でございます。

それから31ページをお開きください。下の欄の基金繰入金の一覧表でございます。4番目に教育関連施設整備基金繰入金でございます。1億5,700万円を基金のほうから一般会計に繰入れをしております。それから人材育成基金150万円でございますが、これは障害福祉振興課が行っている児童生徒派遣費、その中にお金を投入しております。歳入は以上でございます。

歳出は141ページから始まります。今日の会議に当たって、事務局のほうから一般会計予算書が差し替えられている部分があったりするんですね。差し替えられている中で大きいのは145ページと168ページです。説明しながら差し替え分を見てください。まず141ページ、ここの欄は教育委員の先生方の報酬とか、あと一般職、特別職の給与等が計上されている欄になっております。143ページまでストレスチェックとか議事録等の作成費用とか、あと各種団体に対する負担金とか、そういった計上をされております。

144ページをお開きください。この辺には就学時の健康診断の補助員とか、教育支援委員会検査員とか、そういった報酬とか、キャンプのときの講師の先生方の報酬等が計上されております。

下の145ページ、先にもらった予算書では委託料の中に、この訂正文にあるように校務支援システムの保守管理委託料だとか、デジタル教科書選定業務の委託料が漏れております。ですからこれにつきましては、今日配付の新しい145ページを見ていただければと思います。

次に146ページをお開きください。この中身は、右側に行きまして中段の辺りに工事請負費ということで1,289万8,000円。維持工事については、通常の維持工事、学校の修繕等に使っているんですが、その下にある天井落下防止対策、これが長嶺中学校、先ほど言いました武道場の整備になっております。それから17の備品購入費4,000万円、大きい数字なんです、これが例の外部接続用のものですかね、49台を学校に配置するパ



ソコンの費用で計上しております。

147ページをご覧ください。19節の扶助費で要保護及び準要保護を計上しております。小学校費、中学校費も通常の維持管理に関する費用、薬品とかプールの管理とか、そういった輸転機の使用料とかですね、そういったものを計上しております。

152ページに行きますと、いろんな学校保健会とか養護教諭研究会とか、そういったもろもろの負担金等々が計上されております。中学校費も同じく通常の会計年度任用職員も含め、通常の維持管理に必要な経費等々をここで計上しております。

151ページをお開きください。小学校費の中の右側、委託料で学力検査委託料があるんですが、実はこれまで小学校1年生から6年生まで全学年やっていたのが、今1年生から3年生の分は削られているんですね。これはクロームブックで授業をやったりする中で、そういうソフトを使って検証ができないかという話があって、現時点では削られたままです。それで実際に、それで学力が総合的に判断できるのか、できないのかというのを見極めていきたいと、新年度に入ってますね。それが従来のこの学力テストが求めている目的を達成しないのであれば、今後補正予算をどうするかという議論をしていきたいと考えております。中学校のほうは全部見られております。

次に157ページをお開きください。学校建設で右側に行きます。継続して豊見城中学校の工事を進めていく中での造るまでの委託料が入っております。それから豊崎中学校については、グラウンド等の設計業務4,770万円というのがあります。これは令和3年度の新規で発注をかける業務になります。その下の設計業務とあるのは、現在基本設計、実施設計まとめて発注が終わっているんですね。それで令和3年度に終了するものですから、それを現金化と言うんですかね、予算化したというのがこの数字になっております。ちなみに下の方に行きますと豊見城中学校の工事費が3億500万円余り計上しております。

幼稚園費は飛ばしまして、161ページから社会教育費になっていきます。これも社会教育指導員とか公民館関係等々の報酬、それから一般職員の手当等ということで計上されております。あとは国際交流事業の選考委員の報酬費とか、地域コーディネーター等への謝礼金等々が計上されております。社会教育については、基本的には例年やってきた、この右側を見たら分かると思うんですが、豊寿大学とか、囲碁大会とか、放課後子ども教室、青少年国際交流事業、これまでやってきたもろもろのことをまた次年度、あるいは3年度に向けてやるという前提で予算組

	<p>をさせてもらっております。あとは公民館とか体育施設にかかる維持管理費等々です。</p> <p>168ページを開けてください。こちら会費になります。使用料というところで1,000万円近く計上されておりますが、ここも実は最初にもらったのと差し替えがあつて、図書館電子システム使用料の66万円と電子書籍使用料200万円を合わせて、要するに額が増額してですね、986万9,000円に使用料がなっていますか。それに変えられているのが新しい予算書になります。これは電子図書、今回は幾らだったかな、また年次年次で、その電子図書の使用料も払わないといけないし、システム代も払わないといけないし、また新しく物を入れる、すみません。ちょっと記憶が蘇らないので、たしか60何システムか、何か新しい本を入れるというふうになっていますので、また新しい図書も入ってくるという予算をここで計上しております。</p> <p>次に169ページから文化財の保護費になってきます。文化財保護費は、旅費に入っているから分からないのかな。171ページをお開きください。文化財保護費の中で国民文化祭実行委員会補助金44万8,000円というのが計上されております。先ほど言いました令和4年の国民文化祭に向けて、これからマッチングと言うんですか、各市町村、例えば舞踊を出すとか、要するに文化的な演舞を出すとか、こういうのが今から決まっていけるんですね。今から決めていくために、この実行委員会を立ち上げようと。立ち上げて、そこに補助金を入れて、そういうものを決めていくとか、令和3年度にやっている大会が、和歌山県でしたか、そこに視察とか、そういったもろもろのことをやっていこうという内容の補助金になっております。それから文化課については、会計年度任用職員は2人増でしたか、この対策もするために、そういう対策のための職員もついております。</p> <p>次に172ページの真ん中から下の方に保健体育費というのがありますが、これが社会体育関係になっていきます。これも各種教育、各種大会をやる関係で予算は計上しております。</p> <p>次に同じく10款6項、これは175ページですね。学校給食費のこっち側、目の位置が変わったのかな。以前は保健体育費ではなかったのかな。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>今年度までは10の1項のほうに組まれていました。</p>
<p>教育部長</p>	<p>10の1項に入っていた学校給食費が、保健体育費になって3目として出てきます。項が変わっているところになります。学校給食費の右側、これも学校給食の会計年度任用職員、徴収員とか事務員とか、そういう予算が計上されております。</p>

	<p>それから通常の維持管理業務ですね、大きいのが177ページをお開きください。中段ぐらいに工事請負費1,983万9,000円というのがあります。今回ボイラーの整備をしようということで、予算の計上をしていこうということでございます。</p> <p>それから申し上げるので、漏れがございました。これは教育総務費、通常は経費として計上されたものですが、教育総務課で見えています集配業務の職員分が今回ついておりません。昨年度は、今年度も年度途中だったか、途中からお願いをしてつけていただいた予算なんですけれども、今回それがないというのが大きいかなと考えております。当初予算、私の説明は以上でございます。</p>
教育長	<p>ただいま議案第12号 令和3年度一般会計当初予算案について説明がありました。質問のある方は挙手でお願いしたいと思います。</p>
教育総務課長	<p>少しだけ補足させてください。議会だよりとかを見ていただけると、豊中のピアノの備品を買う、買わないの議論が、議会の議論になっていることはご承知のところだと思います。今度新年度予算ですね、学校の予算につきましてはピアノが買えるように予算措置がされておりますので、そこは次年度豊中のほうでピアノが買えることになるかと思っています。もう1つ、ついでなんですけれども、今年度図書費が1,000万円から750万円に落ちています。小中合わせて落ちていましたが、次年度1,100万円、増額して配分する予定になっておりますので、学校としても次年度は充実が図れるかなと思っていますところ。先ほど部長からありましたように、現在集配、各学校のこれも働き方改革というか、学校のために文書についてはこちらのほうから職員を置いて各学校回ったり、島尻教育事務所に行ったり、そういった業務を教育総務課のほうに会計年度任用職員を置いておりましたが、今回予算で切られている状態にあります。ですので新年度は、各学校のほうで集配というか、ここまで来ていただいて持って行く、持ってきていただくというようなことが事務として出てきますので、学校に負担をかけることになるかと思っています。</p>
教育長	<p>当初予算、大分量があって説明ありましたけれども、疑問点とか質疑がありましたらお願いしたいと思います。</p>
備瀬委員	<p>特にありませんけれども、保健体育費の中で東京オリンピックのほうで5ヶ月を切りましたが、そこのほうにも聖火イベントというのが予算計上されていますけれども、豊見城としてはどういうふうにしてイベントを、ちょっと教えてください。</p>
生涯学習振興課長	<p>聖火イベントでございます。基本的に聖火リレーというのが事前に、全国でリレー形式で行われます。豊見城につきましては現在5月2日の</p>

	日曜日なのですが、沖縄県で言えば2日目の一番初め、スタートにつきまして沖縄空手会館スタートで我那覇のほうまでのリレーをやる予定になっております。もう1つは、次パラリンピックもございますので、それを盛り上げるために、そのイベントを豊見城でもやる予定です。それにつきましては8月頃の予定にしております。
備瀬委員	このリレーに参加する人数はどれくらいでしょうか。
生涯学習振興課長	リレーですか。
備瀬委員	聖火リレーに携わる。
生涯学習振興課長	現在決まっていますのは13名と聞いております。
備瀬委員	小中学生、一般も含めてでしょうか。
生涯学習振興課長	はいそうです。
教育部長	豊見城だけで13名？
生涯学習振興課長	豊見城のコースを走る方が13名なんですけれども、ただ選定は県のほうでやっています、その中の豊見城に関係する方が数名ということだけ聞いています。
備瀬委員	空手会館からスタートして我那覇というと、どの道を通るんだろう。
教育部長	この前を通して、大通り通って。コカ・コーラがあるじゃないですか、あの辺ぐらまで。
備瀬委員	短い距離だからね。ぜひ実現するように、成功しますように願っております。
大城委員	質問ですが152ページの豊崎小学校創立10周年記念事業とあるんですが、これで20万円の補助ですよね。これは豊崎小はどういうことにこれを使うのかなと思って、20万円。それと10周年で20万円、100周年だったら幾らと金額が違うのか。
教育総務課長	額については変わりません。周年事業については一律20万円ということになっております。内容については、おおむね記念誌等に充てられていると考えているところでございます。
大城委員	記念誌ね、分かりました。
教育長	ほかにありますか。
宮城委員	聞き漏らしたかもしれませんが、給食費が10の1項というふうに、教育総務費ですか、そこから保健体育費に変わったといういきさつみたいなものがあるのでしょうか。
学校教育課長	予算を管轄する財政課のほうから移動するようにと注意があったものです。
宮城委員	ちょっと大きな理由があったのかなと思ったんですが、分かりました。

大城委員	同じく152ページですけれども、私の質問で。そこで各種協議会とか分担金があるんですけれども、それは分担金は各市町村みんな出しているのか、または出していないところもあるのか。一律に、沖縄県でみんな出しているのか。この辺をちょっとお聞きしたいんですが。
教育総務課長	おおむね分担金、構成団体出しているということになります。人口割だとか等で決まっておりますので、それに従って予算計上していくと。その増減に関しては、財政課も含めた課長会等を通してこれで行きましょうということが事前に話し合われて、その中で負担金が決まっていますので、そのとおり計上されているものと考えております。
教育部長	ここに出てくる、ここだけではなくてほかにも負担金、要するに島尻の何とか会とか、何とか会の負担金というものです。今、課長からも説明があったように、各市町村の財政課長とか社会教育を担当する課長とかの集まりがあって、今回はこの金額をこうしようかと査定をかけるんですよ。だから市町村で単独でこの額にしようという話ではないんですね。広域で決めた額が通知されてくるんですね、これをお支払くださいと、それを予算計上しているということでございます。
大城委員	私は過去に県の給食会の会長をしているときに、負担金がない市町村があったんですよ、できないと、予算を減らされて。だから一律でやっているのかなど。
教育部長	これ多分ですね、さっき言った査定をする中でチェックを入れて、ここからは取れないよなとかと、そんな何かがあったんじゃないですかね、そういうところは。
大城委員	それから校長会の負担金もあれですか、こっち2万8,000円出ているけれども、個人の負担はないんですか、校長会は。
教育総務課長	校長会は校長会の会として、自治体が負担する分についての支払いということになります。その他に出ているかどうかは、よく分からないですけれども。
大城委員	これ言っていていいか分からないけれども、個人の負担もあるんです、校長会は。教頭会もあるんですけど。
教育総務課長	あるんですか。そこは分からないですね。これは会について、こちらの校長会に対して自治体当たり了幾らということがあつたものについて、支出をしているという形になっています。
大城委員	これは市町村によって違ったけれども、自分たちで出す学校も、市町村が出している学校もあつたものだから。
教育総務課長	これについては法的に、校長会に出して、その中で支出、公的なものであるということで考えて、本市は計上していると考えています。

教育部長	基本的には負担金は通知来ますよ。
教育総務課長	これこれ計上してくださいということで。
大城委員	いや、校長会なんか金額が大きいものだから、市町村で出す学校はいいけれども、出さない学校は自分で出さないといけない。
教育総務課長	本当ですか。いや、多分ないと思うんですが。
大城委員	いや、あったよ、私の頃は。
教育総務課長	今はちょっと、初耳です。
大城委員	10年間ですよ、私個人で、会費を。
備瀬委員	せっかくだから。そこの項目の1つに、糸満地区小学校体育連盟には10万6,000円計上されていますけれども、島尻地区の中体連のほうにはそれが記載がないんですけれども。あるいは県中体連への負担金とかというのが……。
教育長	156ページ？
備瀬委員	私は152ページのことです。
教育部長	小学校費なんですね。156ページが中学校なんです。
備瀬委員	ちょっと待ってくださいよ。156ページ。
教育総務課長	予算は小学校費、中学校費で分かれておりました。
備瀬委員	中学校のほうにあるんですかね。あれば、問題ありません。訂正します、取り下げます。
教育長	ほかにないですか。進めてよろしいですか。
宮城委員	1点だけ。集配係が昨年度途中補正で組んで実現したけれども、今年度それがなくなりますということで、これに関しては継続して何か予算をつけてほしいというふうな、そういうことは続けてやられるんですか。それとももう今年度は。
教育総務課長	来年度の予算に向けて1回これが保留になっています、なりませんということがありました。そのことについて部長を通して復活してほしいという要望は上げていますが、結果としてついていないという現状になっております。また次年度も補正も含めて、積極的に働きかけをしながら確保に努めたいという気持ちでおります。
教育長	これは私のほうからも。私のほうも、最終の予算の調整があった、決定をするときにですね、私のほうからもこれについては納得がいかないと、これまでの働き方改革も含めて当初から、一昨年、1回補正予算を切られたのを、一昨年は補正予算で上げたんですよ。去年はその予定どおりついたんですよ。それをまた切っているものだから、こういうやり方では、予算はどうなんだということで私は意見を述べました。 ほかにありますか。進めてよろしいでしょうか。

	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第12号 令和3年度一般会計予算案について、提案どおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	日程第12 議案第13号 令和3年度豊見城市育英会特別会計予算について事務局より説明をお願いします。
教育総務課長	<p>教育総務課から説明させていただきます。先ほどは、補正予算の件で大変失礼いたしました。本日お配りした資料をもとに説明をしたほうが分かりいいということがありますので、令和3年度豊見城市育英会当初予算説明資料と言われているものを見ていただけますでしょうか。これは予算と合っておりますので、そこを見ながら説明をしていきたいと思っております。この育英会につきましては、今、経済的に苦しい世帯に、学業成績が優秀な方に奨学金を貸与したり、もしくは返還がいらぬ奨学金を給付をしたりという事業を今実施をしているところでございます。その予算ということです。令和3年度歳入のほうから、これは単位は千円単位になっております。</p> <p>歳入につきましては、おおむね財産収入というところがありますけれども、これは貸与した、貸した奨学金の返済の部分ですね、これが財産収入ということになります。当初予算額813万1,000円、昨年度が768万1,000円ですので、45万円増ということになっております。財源内訳は、県外現年というの、現在返済期間にあるものです。県外滞納、県内滞納と言われているのは、もう返済期間を終えておりますが、滞納になっているというものを言っております。徴収率は現年分については85%、滞納分については10%ということで、今見積もっているところでございます。やや滞納分を低く見積もっているのは、これは特別会計になっておりまして、この中でやりくりをしないといけないものですから、過大に見積もりますと歳入に穴が開くということがありますので、このような形になっているとご理解いただければと思います。次に利子および配当金につきましては、今利率が大分下がっておりますので、2万4,000円ほど下がりそうです。1,000円で今見込んでいるところでございます。一般寄附金は1,000円ということで、今現状としては年度ごとにかなり違うものですから、費目存置として1,000円置いております。基金から繰入金、これは育英基金ですね、先ほど補正予算で基金に額を積むというのがありましたけれども、この基金のほうから繰入れを14万7,000円、前年度は24万円ですけれども9万3,000円減という形で繰入金を予定しております。繰越金は例年5万円を、形上5万円を入れておりますので5万</p>

円ということになります。歳入合計は833万円、去年が799万7,000円ですので、33万3,000円増ということになっております。

その歳入について、どのように当てていくかということが歳出ということになっております。下のほうをご覧ください。予算費目の扶助費、一番左の上のほうにあります、これは生活保護世帯について返済を要しない奨学金のほうですね、これは扶助費という言い方をしております。当初予算は360万円、前年度が180万円ですので、倍増していることが見て取れるかと思っております。財源内訳のほう、備考欄を見ていただくと、この新規3名というのは、新規入学分ですね、生活保護世帯で大学もしくは専門学校に入る、30万円の入学金相当、30万円前期授業料ということで計60万円の3名分を想定をしております。これは前年度に比べたら1名増ということになります。次に2番目の新規4名掛ける30万円というのがありますが、これは入学準備金のみということになっております。これはこの方たちが、今後増えてくるだろうなと思っております。生活保護世帯に関しては学生機構もしくは学校等の授業料の免除との関わりで、むしろそこのほうを利用したほうが効率的だという、メリットが出来ますので、そこを選ぶ。けれども入学前については給付がないものですから、本市の育英会を活用していただくということで、30万円の4名ということで入学のみで2名増を今見込んでおります。新規2名30万円というのは、先ほど上の段、入学準備金、入学する前に物入りなので30万円給付しますということだったんですが、この新規2名というのは専門学校、もしくは大学に入っているんですけども奨学金を取っていない、受給していないような事態があった場合、年額分30万円ということで、2人分60万円ということで、在学分ということになっております。下の方に貸付金とあります。貸付金は426万円、当初予算は見込んでおります。前年度が576万円ですので、150万円減ということになっております。これは、これまで来説明しておりますように、育英会の貸付けがその他の制度、高等教育の無償化、もしくは学生機構等の充実に伴って、これが減っておりますので減らしていくという方向に、給付のほうに充てていくということで今考えているところでございます。財源内訳は県外が120万円、継続がお二方いらっしゃいますので、在学中で奨学金を支払う、お貸しする方ですね、これは変わらずです。県外の新規が1名減で0、新規募集なしということでいきたいと思っております。県内36万円ですが、これは継続の方が1人残っております。去年から言うと4名減になっています。卒業されて、今返還のほうに入っているところです。新規も0名ということで、1人減ということになっているところでござ



	<p>います。下の方、入学準備金は270万円ということになっております。これは増えております。3名分増やして9名分、これは貸与に係る部分です。上のほうの給付のほうは生活保護世帯のほうになってはいますが、このほうは経済的に困難な世帯で学業が優秀な方に関しては貸付けの部分、入学準備金として貸し付けていくということを想定しております。今後増えることを想定していますので270万円、3名分ということになっております。需用費、役務費、委託料等については、おおむね前年度並みに取っております。ただ需用費が若干増えております。この件につきましては、封筒を特別に印刷をして、育英会の寄附金の求め、募集をするような広告を入れた形での封筒をつくろうということで、今それを考えておりますので、その分が増えているということでありまして。あと積立金等については費目存置。すみません、利息分を積み立てる予定になっております。予備費が30万円、これは例年度30万円になっております。縮めて当年度予算は、歳出833万円、前年度が799万7,000円ですので、33万3,000円の増ということになっているところでございます。</p> <p>次のページをお開けください。令和3年、2年度の奨学金の積算の違いということで、扶助費が人数、額ともに増えていって、貸与が減っているという状況がこの表を見ていただければご理解いただけるかと思っております。これは先ほどのページで説明した内容でございますので、割愛させていただきます。</p> <p>次の3ページから6ページにかけましては、これまで説明いたしました歳入歳出に係る積算の説明資料という形になっているところでございます。</p> <p>7ページのほうであります。これは先ほど来、この前の説明いたしました令和2年度以降入学準備金、次年度以降の育英会の奨学金についてということで、データの更新もしながら、今このような状況であるということで資料を念のためつけているところでございます。これは説明を以前にしておりますので、割愛させていただきます。</p> <p>今年度であります。入学準備金、生活保護世帯に対しての給付のものについては、対象生徒が7名おありまして、現時点で3件、今回の委員会でもう1件足して4件ですね、入学準備金の申請が出てきております。給付に関して出ておりますので、今後ともこういった入学準備金の人数については増えていくものだろうと考えているところです。</p> <p>以上で説明を終えたいと思います。ご審議よろしく申し上げます。</p>
教育長	<p>ただいま議案第13号 令和3年度豊見城市育英会特別会計予算案についての説明がありました。質問のある方は挙手でお願いしたいと思います。</p>

	す。
大城委員	今の説明だけでちょっと分かりにくいものだから、最近のコロナ禍で、親の収入が減って学業困難というのがこれで見えますか。見えないんだけれども、あんまり。数字的には。
教育総務課長	学業困難というところでは、育英会の基準から申し上げますと、まずそこの建付けから申し上げますと、育英会は経済的に困難なというところがありますので、当然所得減等に伴って経済状況が苦しいということであれば、その審査基準の中で審査されていくことになっておりますので、コロナ禍だけをもってその審査をするということではなくて、その結果として経済的に困難であるということが確認できて、かつ学業成績優秀であるならば申請を受け付けて対応しているという状況であります。
教育長	ほかにありませんか。進めてよろしいですか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第13号 豊見城市育英会特別会計予算について提案どおり決定したいと思いますよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育総務課長	ありがとうございます。
教育長	続いて日程第13 同意案第1号から第6号についてであります。豊見城市中央図書館協議会委員の委嘱についてですが、その中に私の兄弟がおります。本来でしたら私は退席すべきだという考えでありますが、実は自治会長会からの推薦委員でありまして、そういった関係もあるものですから私のほうで進行していかどうかを委員の皆さんにご意見を伺いたいと思います。自治会長からの推薦委員なものですから、特に審議の事項と言いますか、どう扱うかについては委員の皆さんと調整して決めていきたいと考えています。役職推薦と言いますか、役職による推薦委員、自治会長なものですから、それで。本来でしたら退席もあるかなと思います。
教育総務課長	この件については、今、法律の中で教育委員会の会議、法律の第14条第6項で、教育委員会の教育長及び委員は、自分のことだとか配偶者もしくは3親等内の親族の一身上に関する事件、または自分に関わったり、これらのもの、今挙げた方々の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができないということになっております。ただ但し書きがありまして、但し委員会の同意があるときは会議に出席し、発言することができるということになっております。今回のパターンで行くと、今回本来は職務代理者が代わって、退席してとい

	<p>うことが、本来法が想定しているんだと思いますけれども、先ほど教育長から説明がありましたように、これは教育委員会のほうが自ら選任をしているということではなくて、推薦を得た上で、自治会長であるということの充て職の中で上がってきているという経緯もありますし、今日安里委員が欠席されておりますので、そうなってくるとじゃあ退席された後、またその議事を誰が受けるかということもありますので、もし諮って同意をいただけるのであれば、引き続き教育長のほうで議事進行という形になるのかと思っております。</p> <p>そういう意味ではお諮りするということですよ。</p>
教育長	そのまま私のほうで審議を進めてよろしいでしょうか。
備瀬委員	これ自治会のほうからの推薦？ これ豊見城市内全体の自治会でしょうね。
教育部長	そうです。自治会長会です、47団体の。
備瀬委員	自治会長が役職として推薦だから、教育長とは全く関係ない、推薦したわけでもないわけだから。
教育長	参与権もないですよということを言いたいです。
教育総務課長	考えまして、その但し書きを適用させて。
大城委員	今の件、教育長の兄弟だからということは別にいいと思うんですけども。ただ履歴書を見ても、防衛大学卒業とか、いろいろな学歴もいいのかなど。反対はしないんですけども。ただこの委託するメンバー、みんな男ですよ、男性ね。ここに女性もいてもいいのかなと思うんですけども。この役職から、また団体から推薦だからいいのかなとも思うんですけども、やっぱり昨今、女性も入れたほうがいいのかなどというのが気になる。
教育部長	まさに先生がおっしゃるとおりで、今の社会情勢は新聞紙上でも男女共同参画、今回のオリンピックの件なんかもあったりしました。今、我々が持っているこういった審議会は、先ほどから話があるように充て職が多いんですよ。そうしたら充て職ではめていくと、ほとんどが男子なんです。だからそういうところの根本的なルールから変えるということ、今後検討が必要だと思っております。これ非常に感じています。先生がおっしゃることは。
備瀬委員	すみません。前回はどうだったんでしょう。前回。この改選の前は、五、六人の方は女性の方もいたのかどうか。
教育長	役職上とかそういうので、また前回も男性が……。
教育部長	一緒です。ルールを変えていませんから、一緒なんです。多分ほとんど一緒なんです。

備瀬委員	その辺はルールを変えて、やはり女性にもそういう場を提供すべきではないのかなと私は思います。
教育部長	大きな検討課題だと思っています。これは。
教育長	具体的に言うと、例えば校長会、会長・副会長、2人男なんですよ。
備瀬委員	その辺もやっぱり。各組織の中でやっぱり女性のほうも入れるような、そういう働きかけが必要、今後は絶対に必要だろうなど。今見たときに、全員6名、これでいいんですか、豊見城市はとまた言われるかもしれない。だからこの辺はこれだけ出されていますから、今後は見直していくようなことも、各組織のほうに呼びかけをしてやってほしいなと思いますね。確かに叩かれるはず。
教育長	ただいま備瀬委員から提案がありましたように、今後については女性委員が増えるような検討をしていくということで、今回については進めるということで、じゃあそれで進めさせてください。 それでは同意案第1号から6号まで、事務局の説明をお願いします。
生涯学習振興課長	同意案第1号 豊見城市中央図書館協議会委員の委嘱について。豊見城市立図書館設置条例第5条第2項の規定に基づき、次の者を豊見城市中央図書館協議会の委員に委嘱したいので、教育委員会の同意を求めますのでございます。提案理由につきましては、令和2年7月31日をもって豊見城市立中央図書館協議会委員の任期が満了したことから、上記の者を同委員に委嘱するというのでございます。委嘱する者につきましては、住所■■■■■■■■■■。氏名、■■■■■■■■氏。生年月日■■■■■■■■■■です。次のページをお開きください。■■■■氏につきましては、学識経験のある者ということでの選出区分でございます。任期が2年間となります。次のページから、さらに裏面につきましては履歴書がございますのでご覧いただきたいと思っております。履歴書の一番下のほうには、現在の委員でございますので、再任ということになります。併せて図書館基本計画策定検討委員の委員として現在勤めてもらっていただいております。この協議会につきましては、図書館運営上の基本的事項について検討して、館長に意見を具申する活動ということになります。 続きまして同意案第2号でございます。提案理由は同じでございます。住所、■■■■■■■■■■です。氏名、■■■■■■■■氏でございます。生年月日、■■■■■■■■■■でございます。次のページをお願いします。現在、■■■■■■■■■■でございます。学校教育関係者としての選出でございます。すみません、■■■■■■■■■■でございます。訂正します。また次のページの裏面に履歴書がついていますので、ご覧いただきたいと思っております。

	<p>次に同意案第3号、同じく住所につきましては[REDACTED]。氏名、[REDACTED]氏。生年月日、[REDACTED]生まれでございます。次のページでございます。現在、[REDACTED]でありまして、[REDACTED]でございます。</p> <p>次に同意案第4号をご覧ください。住所、[REDACTED]。[REDACTED]氏。生年月日、[REDACTED]生まれです。次のページをお願いします。[REDACTED]でございます。社会教育関係者の選出区分でございます。</p> <p>同意案第5号です。[REDACTED]。氏名、[REDACTED]氏。生年月日、[REDACTED]生まれです。次のページをお願いします。現在、[REDACTED]でございます。[REDACTED]でございます。家庭教育の向上に資する活動を行う者の選出区分でございます。</p> <p>次、同意案第6号。住所、[REDACTED]。氏名、[REDACTED]氏。生年月日、[REDACTED]生まれです。次のページをお願いします。現在、[REDACTED]でございます。家庭教育の向上に資する活動を行う者の選出区分になってございます。以上です。</p>
教育長	<p>ただいま豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について提案がありました。質問がありましたら挙手でお願いしたいと思います。もし可能であれば、質問内容については、テープをとめて質問という形もいいと思いますが、それとも進めてよろしいですか。特に異議がなければ進めたいと思いますが。</p>
大城委員	<p>全部いいんじゃないですか。</p>
教育長	<p>では進めさせてください。</p> <p>では一人ひとり行きます。提案して、決定ということですので、一人ひとり提案します。</p> <p>同意案第1号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について、提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
備瀬委員	<p>平成24年にも委員はやったんですね。</p>
教育長	<p>再任ですね。</p>
備瀬委員	<p>それだけ適任だということでしょうね。分かりました。</p>
教育長	<p>同意案第2号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について提案どおり決定したいと思います。よろしいでしょうか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
宮城委員	<p>質問ですが、地位または職でこちらに推薦されていると思うんですが、その任期は来年からですね。</p>

教育長	これはですね、[ ]ということでの役職で任期なんですが、今、先生がおっしゃるように二人とも異動です。ですから今ちょっと疑問はあるんですが、そのまま[ ]……。
教育部長	資料にもあるように、実は令和2年7月31日で皆さん任期は切れているんですよ。当然、8月1日から継続させるべきじゃないかというご意見もあると思うんですが。実はこの委員会協議会を開くときに委嘱状の交付とかやるものですから、その直前に決めていただいているんですね。これは毎回、毎回です。実は3月10日にこの協議会を持たないといけないものですから、今回上程しているんです。ですから今回決めていただいて、3月10日まではそれをやっていただく。例えば人事異動とか、異動なされた場合いらっしゃらないわけなんだけれども、職指定ですから、4月1日時点で[ ]になった方が残任期間を補っていくという流れになっています。
宮城委員	はい。分かりました。それが少し疑問でした。
教育長	同意案第2号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について提案どおり決定してよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第3号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について提案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。
備瀬委員	すみません。その方は[ ]になっていますけれども、これは規約上、[ ]がという、そういうのもあるんですか。例えばこっち男性だから、会長だったら女性なのかなど。であれば女性のほうがいいのになと思ったりはするんですが。だからこの辺も今回はいいとしても、はい。せっかくいいチャンスかなと思ったんですけども。分かりました。了解です。
教育長	先ほど説明がありましたように、3月の協議会開催で一旦は異動になるものですから、その後で調整、次の議案にまた出てきますので許してください。
備瀬委員	じゃあ女性が来ることも考えられますね。期待しましょう。1人ぐらいは。
教育長	同意案第3号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について提案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第4号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について提案どおり決定したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)

教育長	同意案第5号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第6号 豊見城市立中央図書館協議会委員の委嘱について提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。
大城委員	この候補者は委嘱してから大体2年ですよね。後任が女性ならば、また後任者が継続してやるということですけども。先ほど言ったように、女性のメンバーを入れるためには、今回でやっぱりそういう女性も入れたいという思いを皆さんに伝えないと、団体から推薦が上がって、こういう席でまた検討した場合に、女性がいないんじゃないかとなりそうだから。今回でちょっとそういう根回しというのか、団体に、女性も入れないといけないなという取組も必要じゃないかなと思うんですけども。
教育部長	大城先生がおっしゃるとおり、同意案の一番最初の頭のほうに、豊見城市立中央図書館設置条例第5条第2項の規定に基づいて先生方は選任されていくわけなんですね。ですからこの第2項の考え方も変えないといけない可能性がある。そういうことを当然、当事者である協議会委員の先生方と話し合う場面をつくらないといけないと思っていますので、その辺を図書館のほうとできるように考えていきます。
大城委員	賛成です。
備瀬委員	女性には適任じゃないかなと思ったりもします。
教育長	それでは日程第14 同意案第7号 教職員(管理職)の人事異動についてであります。 一旦休憩します。
	休 憩 (15時55分) 再 開 (16時03分)
教育長	日程第14 同意案第7号 教職員(管理職)の人事異動について提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。
教育長	進めていいですか。日程第15 承認第1号から承認第2号、承認第3号、豊見城中学校特別教室等の専決処分に関する請負契約の変更についてであります。承認第1号から第2号、第3号まで一緒に説明していただいた後でそれぞれ決定をしていきたいと思っていますので、まとめて提

	案をお願いします。
学校施設課長	<p>それでは学校施設課長から説明をしたいと思います。</p> <p>まず承認第1号なんですが、承認案の説明の前に教育長から事業の進捗状況を説明してはどうかというお話がありましたので、資料を準備しましたので説明よろしいでしょうか。</p> <p>それでは今お配りした図面からまず説明したいと思います。これが豊見城中学校の改築事業の事業計画図ということで作成しておりまして、右下のほうにここの市役所庁舎があります。その右側が県道7号線になっています。下のほうが旧県道68号線ですね、上田交番があった側になります。この庁舎の左側に屋内運動場と普通教室棟がありまして、これについては令和元年8月末に完成している状況です。現在利用しております。その左側ですね、グリーンで囲われている部分については新グラウンドの3分の1の部分とテニスコート2コートの部分がありまして、ここについては令和3年2月、今月に完成しております。19日に引き渡しも完了しておりまして、現在中学校のほうで利用している状況であります。庁舎の上側に当たるところで、グリーンで囲われている部分については、特別教室棟、これは現在工事を行っておりまして、今回の承認案の変更契約の議題になっております。この工事が令和3年9月、今年の9月に完成をしてしております。これが完成しますとピンクの部分で囲っているのが現在使っている旧校舎、職員室とか図書館とか残っている旧校舎になるんですが、これを全部今つくっている特別教室棟に引っ越しして、引っ越しが完了しましたら取壊しを行います。これが令和3年9月から令和3年12月までに取壊しを予定しております。この取壊しが完成しましたら、グラウンドの残りの3分の2の工事を行います。これが令和4年1月から令和4年8月まで工事を行って、完成する予定であります。このグラウンドの工事が完成しましたら、事業の完了となります。事業計画としてはこのように進めているところです。今回の承認案については、今建築工事を行っております特別教室棟の工事の変更契約の内容となります。</p> <p>それでは承認第1号をご覧ください。承認第1号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事の工事請負変更契約についてであります。提案理由としましては、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定に基づき、下記の事案に基づき臨時代理を行いましたので、これを報告するものであります。3ページをご覧ください。専決処分書のほうで説明したいと思います。変更内容が1番の表の中に金額が記載されているんですが、この右側が今回の変更をする増額の金</p>



額となっております591万8,000円が今回増額するということとなります。議決時の契約金額が1億6,500万円で、今回の増減額とトータルしまして、変更後の契約金額が1億7,091万8,000円となります。変更理由としましては、詳細は次の4ページ目で説明したいと思います。工事設計変更理由書のほうをご覧ください、1番の衛生工事と2番の換気工事、外構工事の追加の変更内容となりますが、これについては全て屋外トイレに係る衛生工事と換気工事と外構工事の設計の計上漏れがあったため、これは変更契約をする内容となっております。

続きまして承認第2号をご覧ください。承認第2号につきましては、豊見城中学校外構工事（1期2工区）の工事請負変更契約についてであります。提案理由につきましては、第1号と同じ内容でありますので割愛します。3ページの専決処分のほうをご覧ください。表のほうで説明いたします。今回増減額がマイナス128万1,500円の減額であります。議決時の契約金額が3億1,192万2,600円で、今回の減額分を差し引きしますと3億1,064万1,100円となります。変更の内容につきましては4ページ、外構工事の土工工事で造成工事の追加がありまして、その追加した土の処分が増えたんですが、その処理費のほうが他機関の工事の盛土材として利用することができたため、処理費を大分浮かすことができましたので、これで1,744万7,000円の土工で減額になっております。舗装工においては、体育館側にオープンスペースを設けているんですが、そのオープンスペースにカラー舗装をして、今後活用しやすいように、きれいにしたいということでカラー舗装へ変更しております。それから仮設工のほうは特別教室棟の建築工事で、施工範囲が狭すぎるということで、資材の置き場とか生コン打設車の設置場所とか、そういったスペースが必要だということでB棟の一部を追加で取壊ししているんですが、その取壊ししたときの仮設の擁壁ですね、自立式親杭擁壁というのを追加しております。これが608万4,000円になっております。それからグラウンドの工事において、学校からの要望が野球部のバッティング練習用のゲージを追加して作成しております。それから舗装工事のほうは、次期工事に予定していた芝の舗装工事を今回の工事に追加して、先に施工しております。その他、これに係る諸経費と消費税等の金額です。そのトータルがマイナス128万1,000円となっております。

承認第3号につきましては、豊見城中学校特別教室棟建築工事の工事請負変更契約についてであります。提案理由につきましては、第1号、第2号と同じ内容であります。3ページの専決処分書をご覧ください。今回増減額が490万6,000円で、議決時の契約金額が11億6,363万5,000円

	<p>で、今回の増額分をトータルしますと11億6,854万1,000円となっております。その変更した内容につきましては、4ページをお願いします。上のほうからですね、コンクリート工事のほうで、暑中コンクリートの減ということで、夏の期間ですね、暑い期間は強度の高いコンクリートを使用するという事になっているんですが、これが工事期間のずれがありまして、夏場に打てなかった部分がありまして、それについては通常のコンクリートを使用しておりますので、その分減額となっております。それから金属工事においては、プールのプールサイドのグレーチング、水の飲み込み口なんですけれども、金属の飲み込み口なんですけれども、その蓋と点検口の追加を行っております。それから木製建具工事につきましては、学校と調整の結果、教育相談室のドア、これが観音両開きになっていたのを片開きに変更したということで110万6,000円の減額を行っております。内外装工事においては、これも学校と調整の結果、図書室のフローリング、床を張る予定だったんですが、これを長尺シートで土足で入れるようにしてもらえないかという要望があったので、それで長尺シートに変更しております。あと仕上げユニット工事の変更ということで、これは職員室の棚とか特別教室の棚等の企画を学校と調整の結果、変更したり追加したりしております。あとカーテン等の追加もありましたので、それを全部含めて690万3,000円の増額となっております。今言ったトータルに消費税と諸経費をかけまして490万6,000円となっております。説明は以上です。</p>
教育長	<p>工事につきましては、全て設計書と違う内容であれば、これを全部つくろって精算をするというのが、この工事の鉄則です。ですから今回の提案は、全てこの原則に従って全部積み上げた内容であるということをご理解願いたいと思います。それでは質疑がありましたら、質疑をお願いしたいと思います。</p>
備瀬委員	<p>今の説明で分かりました？ 見て、こんなに変更があるのかなと思って。</p>
大城委員	<p>この増額ですけれども、第1号と第3号か、2つ合わせて約1,000万円余りですか、増額が。この1,000万円という金額は適正な金額でしょうかね。工事していく中で、いろいろ学校側の要望とか出てくると思うんですけども、これだけの金額というのは適正な金額として、普通皆さん考えているんでしょうか。この辺が分からない。</p>
学校施設課長	<p>今、これ別々で工事を発注していますので、1か所の工事で1,000万円を超えると議会事項になって専決処分ということで、これは先に契約を交わして、専決処分をして議会に報告ということなんですけれども、1,000万円</p>

	<p>を超えた場合は議会事項で、議会の議決が必要になります。ただ1,000万円を超えるような変更は、増額が普通にあるようなものかという話なんですけど、これについては金額が小さい工事であれば100万円、200万円ぐらいなんですけど、この全体の額からすると、11億円とか、建築工事であればそれぐらいの工事なのでわずか、全体からすると数パーセントになりますので、全体からすると相当大きな変更にはならないかなと。</p>
教育部長	<p>先に課長が言った前段のところは、専決処分のやり方とか、これは地方自治法の手続の話なんです。大城先生がおっしゃっていたのは、こういう工事の中で、こんな多額の変更は当たり前にあるのかということがお聞きになりたかったのかと理解しております。これは土木にしる建築にしるですね、やはり1億円以上を超える工事は、実際現場に入ってみないと分からないものがあったりするんですね。現場は実際に生き物です。天気にも左右されるし、いろんな工程の管理もあって、今一番左右されているのが人件費の問題とかいろんな問題がある中では、1億円で30%といたら3,000万円ですか。沖縄県の1つの規定、1つの基準からすると、大体30%以内だったら現場の変更はあり得るだろうなという想定をされている文書なんかもあったりするんですね。それからすると、この額であれば、現場を見ての僕らからすると大きな額ではないというふうに捉えております。</p>
大城委員	<p>これが普通なんです。</p>
備瀬委員	<p>1,000万円？ こんなに？ と思ったりもしたので、今説明があったから、なるほどねと、大きな額ではない、当然これがどこでも……。</p>
教育部長	<p>そうそう。教育長がおっしゃった話は当然最初は、例えば分かりやすく言えば、正方形を造ろうとスタートするんです。これに1億円かかると現場発注したんだけど、実際に現場に入ってみたら学校の先生方の要望もあって、きれいな正方形ではなくて一辺だけが伸びたりするんですね。当然、公共工事というのは実際にやったものに対して設計をかけてお金を払う。だから元々のままでは駄目なんです。変えたんでしょ、変えたものに対してどれだけお金が出たかという部分を、こういう変更をしていくわけなんです。その手続を取っていると。</p>
備瀬委員	<p>双方がそういうふうに理解しているわけですね。いい勉強になりました。</p>
教育長	<p>進めてよろしいですか。</p>
	<p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは承認第1号 豊見城中学校特別教室棟機械設備工事の工事請負変更契約について承認してよろしいでしょうか。</p>

	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 日程第16 承認第2号 豊見城中学校外構工事(1期2工区)の工事請負変更契約についてであります。提案どおり決定してよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	日程第17 承認第3号 豊見城中学校特別教室棟建築工事の工事請負変更契約について提案どおり決定してよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	次に、追加日程第18 議案第14号 令和2年度(令和3年度進学予定者)豊見城市育英会奨学金の給付審査についてであります。審議について、説明をお願いします。 一旦休憩します。
	休 憩 (16時20分) 再 開 (16時25分)
教育長	再開いたします。 それでは議案第14号 令和2年度豊見城市育英会奨学金の給付審査について提案どおり決定したいと思っておりますがよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 議案のほうは終わりましたので、続いて事務局より説明をお願いします。
教育総務課総務班長	事務局のほうから、その他のほうで説明をしたいと思っております。 島尻地区市町村教育委員会協議会会長及び沖縄県市町村教育委員会連合会理事についてでございます。事前にお配りをしました島尻地区市町村教育委員会協議会会則のほうを、あと輪番制についてということでの資料をお送りしていると思っておりますが、そちらのほうをご覧いただきたいと思っております。そちらのほうの第5条の2項になるんですが、会長は地区内の教育委員の中から互選するという形になっております。それに伴って3ページ目の輪番制についてというのをご覧いただきたいんですが、次年度、令和3年度につきましては島尻地区市町村教育委員会協議会の役員の会長職が本市、豊見城市に当たっております。それに伴ってこちらの会長を教育委員の中から選ぶことになっておりますので、教育委員の中から選んでいただきたいと思っております。それに伴って、充て職としまして沖縄県市町村教育委員会連合会の理事のほうにも、理事として参加をしていただくという形に、島尻地区の代表として参加をしていただくと

	<p>というような形になっておりますので、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。</p>
教育長	<p>島尻地区の会長ということに、これは輪番制で順番で決まっております、平成27年度についても、以前私が教育長になった年は対応しております。ただ教育委員会連合会の役員ですので、教育委員の皆さん方のほうから会長職が就任という形になりますので、この辺はご理解を願ひたいと思います。どのようにして決めましょうか。</p>
備瀬委員	<p>質問。年間の会合はどれぐらいあるんでしょう。</p>
教育総務課総務班長	<p>島尻地区につきましては、その都度役員会、理事会があつたりしますので、理事会のほうは年に2、3回です。あとは協議会としまして総会、あとは研修会がそれぞれ1回ずつ。例年で行きますと総会のほうが大体7月に行われて、研修会のほうが11月に開催する形で、毎年事務局のほうで対応しております。</p>
備瀬委員	<p>それプラスまた県の……。</p>
教育総務課総務班長	<p>そうですね。県の理事会が年に3、4回程度。那覇市のほうで開催されますので。那覇市のほうが沖縄県市町村教育委員会連合会の事務局を持っておりますので、そちらのほうでの会議に参加していただくという形になります。</p>
備瀬委員	<p>私は辞退しますけれども、先輩方のほうに。どうでしょう。</p>
教育部長	<p>備瀬先生、やはりここは女性登用ですよ。</p>
備瀬委員	<p>すみません、よろしくお願ひします。</p>
教育総務課総務班長	<p>ちなみにですね、副会長がたしか今回は南城市になっておりますので、あと県のほうはもう1人の理事を選出するんですが、そちらのほうは教育長、島尻地区の市町村の教育長が行うことになっていて、今のところ糸満の教育長がなる予定ということでお話を伺っております。</p>
教育長	<p>提案のありました女性登用で……。</p>
備瀬委員	<p>僕じゃないよ。またお叱りを受けそうな。でもチャンスかもしれないですね。</p>
教育総務課総務班長	<p>一応任期は、島尻地区は1年。</p>
宮城委員	<p>1年？</p>
教育総務課総務班長	<p>はい。1年で輪番していきますので。</p>
教育長	<p>輪番で、次にまた移動していくんですよ。</p>
備瀬委員	<p>ちなみに今年度は豊見城市副会長になっておりますけれども、どなたでしょうか。大城さんでしょうか。2年度の副会長は、豊見城市の。</p>

教育総務課総務班長	副会長は教育長だったと思います。
備瀬委員	ああ教育長。今現在は？
教育総務課総務班長	令和2年度会長は安里委員だったと思います。
教育長	安里委員がやられていると思います。 じゃあ伸子委員で決定してよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
備瀬委員	大城さんが立候補するような。
大城委員	やりたくないから黙っている。
教育総務課長	今、全会一致ですね、何か。
備瀬委員	課長、僕じゃないですよ。 やっぱり最初、豊見城市のほうから女性を登用しますと。ほかの市町村にもこれが伝わって行きますので、大変でしょうけれどもよろしくお願ひします。
教育総務課総務班長	最後、次回の教育委員会の日程についてお報せしたいと思います。 日程が、当初、最初お知らせしたのが3月26日でご案内していたんですが、議会の日程で動きがありまして、26日が最終本会議になりそうだというお話がありましたので、日をずらして3月29日月曜日13時30分からということで変更させていただきたいと思いますが、ご都合のほうはよろしいでしょうか。
備瀬委員	月曜日でしたかね。
教育総務課長	はい、月曜日です。
教育総務課総務班長	そのあと、安里委員が3月いっぱい任期が終わるという形で、感謝状の贈呈式を予定しておりますので、会議が終了後に贈呈式のほうを行いたいと思いますので、ご出席のほうをよろしくお願ひいたします。
宮城委員	この29日に？
教育総務課総務班長	そうですね。29日の定例教育委員会が終わった後に、終了した後に贈呈式のほうを行いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
教育総務課長	今回の議会で、後任の委員の同意案件が提案される予定になっています。
宮城委員	男性ですか、女性ですか。
教育総務課長	ちなみに女性です。
宮城委員	よかった。1人増えますね。

備瀬委員	途中、交代しないでよ。
備瀬委員	会長は、後任の方をお願いしますって。 問題行動、不登校の資料がありますけれども。
学校教育課参事	会議が終わってからもいいです。どっちでもいいです。
教育長	一応これで閉めましょうね。 以上をもちまして令和3年第2回定例教育委員会は終了したいと思います。

(署名欄)

教育長 照屋 堅二

教育委員 宮城 伸子

1. 2. 3. 4.